

雲南市建築物耐震改修促進計画

平成21年3月

雲 南 市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 計画の概要 | 1 |
| 1-1. 計画策定の背景 | 1 |
| 1-2. 計画策定の目的 | 1 |
| 1-3. 計画の位置づけ | 1 |
| 1-4. 計画の期間 | 1 |
| 1-5. 用語の定義 | 2 |
| 2. 想定される地震の規模及び被害の状況 | 3 |
| 2-1. 雲南市地域防災計画（震災編）による被害想定 | 3 |
| 3. 耐震化の現状と目標 | 4 |
| 3-1. 住宅の耐震化の現状と目標 | 4 |
| 3-2. 特定建築物の耐震化の現状と目標 | 4 |
| (1) 多数の者が利用する特定建築物 | 4 |
| (2) 通行を確保すべき道路沿いの建築物 | 5 |
| 4. 耐震化の促進を図るための施策 | 7 |
| 4-1. 施策の基本的な取り組み方針 | 7 |
| (1) 耐震化の促進における役割分担 | 7 |
| (2) 重点的に耐震化を図る建築物及び地域 | 7 |
| 4-2. 基本施策 | 8 |
| (1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための誘導・支援策 | 8 |
| (2) 安心して耐震化を行うことができる環境整備 | 8 |
| (3) 地震時の総合的な安全対策 | 8 |
| (4) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化 | 9 |
| (5) 建築物の地震防災に関する啓発及び知識の普及 | 9 |
| 4-3. 計画の推進等に関する事項 | 10 |
| (1) 所管行政庁及び庁内関係部局間の連携の強化 | 10 |
| (2) 建築確認を要しない地域における法令遵守の周知徹底 | 10 |

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の背景

平成7年1月の兵庫県南部地震を契機に、建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることにより、大規模地震から国民の生命と財産を守ることを目的として、同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が施行された。

その後も、平成12年10月の鳥取県西部地震や平成16年10月の新潟県中越地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等、近年、各地で立て続けに大規模な地震が発生しており、いっどこで大規模地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がりつつある。

こうした中、平成17年9月の中央防災会議において、被害軽減対策の中でも死者数の軽減（半減）に最も効果的である「建築物の耐震化」を社会全体の国家的な緊急課題として位置づけ、大規模地震発生の際に特に高い東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域のみならず、全国的な規模で緊急かつ強力に実施することとする「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定された。

これを受け、平成18年1月に、改正耐震改修促進法が施行され、その中で、県及び市町村単位で耐震改修促進計画を策定し、各地方公共団体において建築物の耐震化を計画的に促進することが規定された。

1-2. 計画策定の目的

本計画は、市内の住宅及び建築物の耐震化の促進を図ることをもって、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定するものである。

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、改正耐震改修促進法に基づく国の基本方針及び島根県建築物耐震改修促進計画を勘案した上で、雲南市地域防災計画（震災編）の関連計画として位置づけ、当該計画の震災予防計画及び震災応急対策計画に反映させるものとする。

1-4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年とし、他の計画との整合を図りつつ、評価・検証を行いながら必要に応じて見直しを行うものとする。

1-5. 用語の定義

本計画において使用する主な用語については、以下の通りである。

- ①耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- ②耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は、敷地を整備することをいう。
- ③新耐震基準 昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。
- ④特定建築物 耐震改修促進法で定められた昭和 56 年 5 月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数のものが利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいう。(表 5、図 2 参照)
- 注) 渡り廊下等で連結されている特定建築物について
同一敷地内において構造上別棟になっている建築物であっても、用途上不可分で一体として利用される建築物であって、渡り廊下等で連結されたものについては、同一の建築物と見なして特定建築物の規模要件に該当するかどうかを判断する。
- ⑤所管行政庁 建築主事を置く市（建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市を除く）の区域においては当該市長をいい、その他の市町村の区域においては知事をいう。
- ※雲南市は建築主事を置いていないため、所管行政庁は知事となる。
- ⑥耐震化率 「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震性ありの建築物}}{\text{全ての建築物}}$$

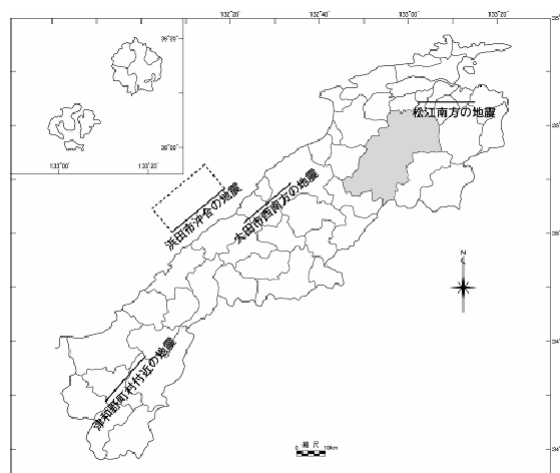
耐震性あり：・昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物
・昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物

2. 想定される地震の規模及び被害の状況

2-1. 雲南市地域防災計画（震災編）による被害想定

「島根県地震被害想定調査」（平成9年3月）では、「松江南方の地震」、「大田市西南方の地震」、「浜田市沖合の地震」、「津和野町付近の地震」の4つの地震を想定しており、このうち、最も本市に及ぼす影響が大きいと想定される「松江南方の地震」による市内の被害想定結果を以下に記す。

図1 震源断層位置図



①震源

震源地は松江南方で、地震の規模はマグニチュード7.0、内陸直下型の大きな地震。

②震度

宍道湖南側の一部分で震度7を示す。東出雲町から出雲市にかけての宍道湖周辺は震度6強を示す。また、震源付近から出雲平野、出雲市・松江市の日本海側と広い範囲において震度6弱を示し、市域では震度6強～5弱と予測されている。

③液状化

出雲平野一帯で発生危険度がかなり高いが、本市においては危険度は低いものと考えられる。

④想定被害

木次地区における被害想定結果は以下の通りである。

表1 松江南方の地震による想定結果（木次地区）

| 建築物 | | | | 交通被害 | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|
| 木造 | | 非木造 | | 道路(箇所) | 橋梁 | |
| 大破(棟) | 中破(棟) | 大破(棟) | 中破(棟) | | ランクA(箇所) | ランクB(箇所) |
| 401 | 1,430 | 79 | 103 | 29 | 0 | 0 |

| ライフライン | | | | | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 上水道(箇所) | ガス(箇所) | 電気 | | 電話 | |
| | | 電柱(本) | 電線(km) | 電柱(本) | 電線(km) |
| 794 | 261 | 284 | 26 | 86 | 2 |

| 火災 | 人的被害 | | | |
|--------|-------|--------|----------|--------|
| (燃失棟数) | 死者(人) | 負傷者(人) | 罹災世帯(世帯) | 避難者(人) |
| 55 | 24 | 542 | 781 | 3,005 |

3. 耐震化の現状と目標

3-1. 住宅の耐震化の現状と目標

雲南市全体の住宅の耐震化率は、平成 20 年 12 月末で 55%と推計される。

国の基本方針及び「島根県建築物耐震改修促進計画」では、平成 27 年度末の住宅耐震化率の目標を 90%としており、これをふまえ、雲南市における平成 27 年度末の住宅耐震化率の目標を 90%に設定し、改修・建替えの進捗状況や社会経済状況等の変化に考慮しながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

表 2 住宅の耐震化率の現状及び目標

| | | | | | |
|-----|---------------------|-------|---------------------|-------|------------------------------------|
| 雲南市 | 住宅総数 (平成20年12月末) | | 耐震化率 (平成20年12月末) | | 目標 耐震化率 (平成27年度末) 90% |
| | 耐震性あり | 耐震性なし | 7,684 | 6,222 | |

注) 住宅総数の推計について

- ・平成 15 年 9 月までの住宅数は、平成 15 年度住宅・土地統計調査の圏域別結果(雲南広域市町村圏)を平成 17 年国勢調査における雲南市・奥出雲町・飯南町の一般世帯数の割合で按分して推計。
- ・平成 15 年 10 月以降の住宅数は、新設住宅着工戸数より推計。

耐震化率の推計について

- ・島根県建築物耐震改修促進計画における推計方法に即し、「耐震改修済み」を昭和 36 年～55 年の建築物数の 2%、「耐震診断で耐震性あり」を同じく 35.7%とし、昭和 35 年以前の建築物は全て耐震性なしとして推計。

3-2. 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する特定建築物

雲南市における、多数の者が利用する特定建築物は平成 17 年度末で 162 棟あり、このうち耐震性のあるものは 97 棟となっている。

国の基本方針及び「島根県建築物耐震改修促進計画」では、平成 27 年度末の耐震化率の目標を 90%としており、これをふまえ、雲南市においても耐震化率の目標を 90%に設定し、耐震化されていない民間の特定建築物も含め、耐震化へ取り組んでいくこととする。

なお、民間の特定建築物の耐震化を先導するため、市有建築物の耐震化については特に強力に進めていくこととする。

表 3 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の現状及び目標

| 用途 | 建築物数 | 昭和56年 5月以前 で耐震性 あり | | 耐震化率 (平成17年度末) | 目標 耐震化率 (平成27年度末) 90% | |
|-----------------------------------|------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|------------------------------------|-----|
| | | 昭和56年 6月以降 | 昭和56年 5月以前 で耐震性 あり | | | |
| 多数の者が利用する特定建築物 (耐震改修促進法第6条第1号) | 162 | 88 | 9 | 60% | 90% | |
| 公共 | 145 | 79 | 8 | 60% | | |
| 民間 | 17 | 9 | 1 | 59% | | |
| 災害時の拠点となる建築物 | 130 | 66 | 9 | 58% | | |
| 庁舎、学校、幼稚園、体育館、警察署、病院、福祉施設 など | 公共 | 124 | 62 | 8 | | 56% |
| 民間 | 6 | 4 | 1 | 83% | | |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | 10 | 4 | 0 | 40% | | |
| 店舗、飲食店、ホテル・旅館、美術館・博物館、銀行 など | 公共 | 4 | 2 | 0 | | 50% |
| 民間 | 6 | 2 | 0 | 33% | | |
| 特定多数の者が利用する建築物 | 22 | 18 | 0 | 82% | | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場 など | 公共 | 17 | 15 | 0 | | 88% |
| 民間 | 5 | 3 | 0 | 60% | | |

(2) 通行を確保すべき道路沿いの建築物

地震時に多数の者が円滑に避難できるよう、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成9年3月）」に定められた第1次～第3次の緊急輸送道路を通行を確保すべき道路とし、その沿道の特定建築物の耐震化を促進する。

第1次～第3次緊急輸送道路沿いの特定建築物は市内で30棟把握されており、これらの特定建築物についても平成27年度末における耐震化率90%を目標とする。

耐震化にあたっては、道路部局が実施している道路橋の耐震化状況をふまえながら促進する。また、緊急輸送道路の見直しが行われた場合は、沿道の特定建築物についても見直しを行い、計画の整合性を取ることにする。あわせて、雲南市地域防災計画にて緊急輸送道路が新たに設定された場合、当該道路についても幅員や沿道の特定建築物の調査を行い、計画に追加するものとする。

表4 通行を確保すべき道路沿いの特定建築物の耐震化の目標

| 機能区分 | 幅員 | 建築物数 | 計 | 合計 | 目標耐震化率 (平成27年度末) |
|-----------|-------|------|----|----|---------------------|
| 第1次緊急輸送道路 | 12m以上 | 6 | 16 | 30 | 90% |
| | 6～12m | 10 | | | |
| | 6m未満 | 0 | | | |
| 第2次緊急輸送道路 | 12m以上 | 7 | 14 | | |
| | 6～12m | 7 | | | |
| | 6m未満 | 0 | | | |
| 第3次緊急輸送道路 | 12m以上 | 0 | 0 | | |
| | 6～12m | 0 | | | |
| | 6m未満 | 0 | | | |

図2 通行を確保すべき道路沿いの特定建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物

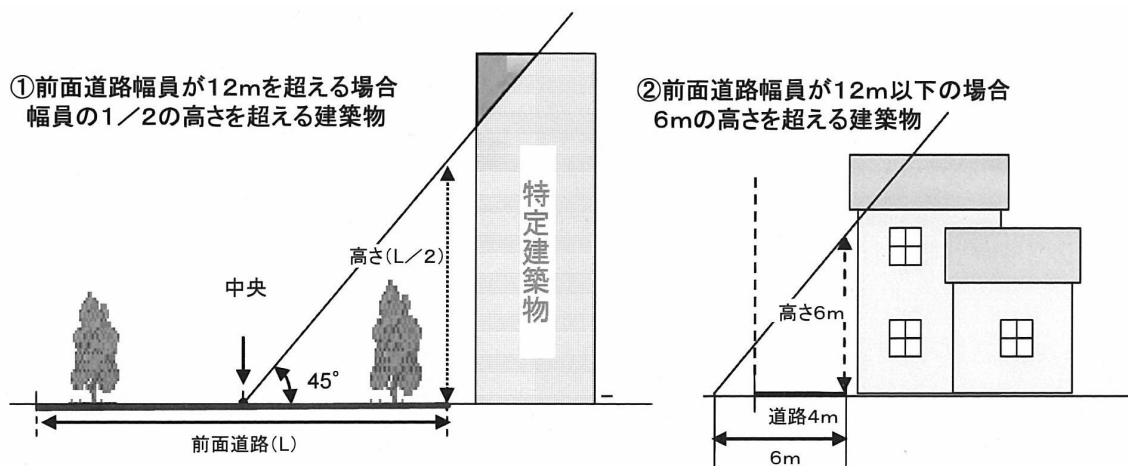


表 5 特定建築物一覧

| 種別 | 用途 | 特定建築物の規模要件 |
|--------------------------------|--|--|
| 多数のものが利用する建築物 | 学校 (小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校) | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む) |
| | 上記以外の学校 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 体育館 (一般公共のように供されるもの) | 階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 病院、診療所 | |
| | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | |
| | 集会場、公会堂 | |
| | 展示場 | |
| | 卸売市場 | |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | |
| | ホテル、旅館 | |
| | 賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 | |
| | 事務所 | |
| | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数 2 以上かつ 500 m ² 以上 |
| | 幼稚園、保育所 | |
| | 博物館、美術館、図書館 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 遊技場 | |
| | 公衆浴場 | |
| | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | |
| | 工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。) | |
| | 車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | |
| 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 | 耐震改修促進法施行令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 (雲南市には該当建築物なし) | |
| 道路沿いの建築物 通行を確保すべき | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が島根県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 (P.5 図 2) | 全ての建築物 |

4. 耐震化の促進を図るための施策

4-1. 施策の基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の促進における役割分担

①市民（建築物所有者）の役割

建築物の所有者は、建築物を適切に保全する義務を有することから、自己ならびに家族、利用者等の生命及び財産を守るため、自己所有の建築物の耐震化を自らの責任において行うものとする。特に、特定建築物の所有者は、多数の利用者の人命を預かる立場を自覚し、責任を持って建築物の耐震化を行うよう努めるものとする。

②自治会等の役割

自治会等には、災害時において相互扶助の役割が期待されていることから、地域の安全は地域住民自らの力で守るという認識の下、自治会等の自主防災活動の一環として、地震時の危険箇所の点検とその危険の除去等に積極的に取り組むものとする。

③建築事業者等の役割

建築事業者等は、安全で良質な建築物を消費者に提供する社会的責任を有しており、耐震に係る設計施工技術を研鑽し、建築物の品質・性能の向上及び価格の適正化に努めるとともに、自らの営業努力により耐震化工事の市場開拓に努めるものとする。

④市の役割

市は、市内の耐震化を先導する立場として自ら率先して市有施設の耐震化を進めるとともに、市民（建築物所有者）に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策の措置を講ずるものとする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物及び地域

①重点的に耐震化を図る建築物

昭和56年5月31日以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている耐震関係規定の基準を満たしていない住宅や耐震改修促進法に定める特定建築物のほか、災害時に医療活動の中心となる病院等の施設、住民の避難場所となる学校・公民館等の施設、高齢者・障害者等の生活弱者が利用する施設、その他多数の者が使用又は利用する施設等について重点的に耐震化を図るものとする。

②重点的に耐震化を図る地域

全域を重点地域とするが、災害時に通行を確保すべき緊急輸送道路沿道地域及び災害時に避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域においては、特に重点的に耐震化を図るものとする。

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための誘導・支援策

①耐震診断及び耐震改修に対する支援制度の検討

市民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うとともに、建築物の耐震診断及び耐震改修を実施しようとする市民を支援する制度の創設を検討する。

②リフォームに併せた耐震改修の促進

住宅設備やバリアフリー化等のリフォームの際、併せて耐震改修を行うと費用や手間を低減でき、また、耐震化率向上の観点からも極めて効果的であるため、リフォームに併せて耐震化が行われるよう、普及啓発を行う。

また、リフォームに併せた耐震改修を促進するため、建築主への耐震診断費の補助や建築事業者の公表等の措置を検討する。

(2) 安心して耐震化を行うことができる環境整備

①相談窓口の設置及び情報の提供

住宅・建築物所有者等が気軽に耐震診断・改修の相談ができる相談窓口を設置する。この窓口においては、耐震診断や耐震改修に関する一般的な相談だけでなく、市が実施する耐震化に係る施策や、国の耐震改修促進税制等についての情報提供など総合的な対応を行う。

また、島根県では、建築技術者及び事業者養成の講習会を受講し、受講終了登録を受けた技術者及び事業者をホームページ等で紹介し、住民や特定建築物所有者が、一定の技術水準を持つ設計者や施工技術者を自ら選択できるシステムの整備を進めている。また、建築事業者に関しても技術者と同様に、耐震診断業務・改修工事の実績及び優良な技術者の人数等を登録し公表する制度を検討している。雲南市でもこの島根県の取り組みと連携し、県の制度を活用することにより、耐震診断・耐震改修を実施しようとする市民に対して、専門家の紹介や県の取り組みの案内を行えるよう、相談体制の整備や情報提供を行う。

(3) 地震時の総合的な安全対策

①ブロック塀の安全対策

ブロック塀は、地震時に倒壊の危険性があり、死傷者の発生や避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなる。このため、パンフレット等を通じてブロック塀の倒壊の危険性を市民に啓発するとともに、補強方法等の普及を図り、改善を促していく。

また、ブロック塀の代わりに景観向上にも役立つ生け垣等を設置するよう啓発を行い、地震時の地域の安全性を高めるようにする。

②窓ガラス・天井等の落下防止対策

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生やがれきによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなる。このため、窓ガラス等の破損や落下の危険性を所有者へ周知するとともに、補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

また、不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井等は、災害時の崩落防止対策を行うよう、必要な指導、助言を行う。

③エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターの緊急異常停止によるかご内への閉じ込めを防止するため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について、建築物の管理者、所有者及び利用者に対して知識の普及を図る。

④住宅の家具等の転倒防止対策

建築物の十分な耐震化が実施されていても、家具・家電製品等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時に死傷の原因となったり、避難・救援活動に支障を引き起こすこととなる。このため、耐震化の啓発にあわせ、家具・家電製品等の固定方法など転倒防止対策の普及徹底を図る。

⑤建築物の不燃化の促進

地震発生に伴い、火災の発生の危険性が高まることから、市街地の延焼を抑制し、避難路・避難地等の安全性を高めるため、密集住宅地や避難路沿道の建築物について、耐震化の促進にあわせ不燃化の促進を図る。

(4) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

緊急輸送道路とは、主要な都市間及び防災拠点を連絡する道路であり、災害発生後において避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施する上で重要な道路となる。

今後、雲南市においても市の緊急輸送道路の指定に向け、必要な調査、検討を進め、指定が行われた場合、速やかにその沿道の耐震化を図るよう施策を検討する。

(5) 建築物の地震防災に関する啓発及び知識の普及

①地震ハザードマップの作成・公表

市民及び建築物所有者に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに災害における被害を最小限に食い止めることを目標に、地震に関するハザードマップを作成し、公表することを検討する。

②自治会防災活動による身近な地震防災マップの作成

市民の連帯意識を醸成し、また市民による安全な避難活動等に役立てるため、自治会において、身近な危険や安全な施設・場所・道路等を記載した街区ごとの地震防災マップを作成するよう依頼する。

街区ごとの地震防災マップには、自治会による自主的な防災点検活動を通して、安全な避難経路や危険な通路、緊急車両の進入できない範囲、ブロック塀が転倒する危険性のある箇所、瓦・ガラスなどの落下物に注意する箇所などを現状に即して記載し、市民が生活実感をもって身近に存在する様々な危険を再認識できるものとする。

雲南市は自治会による点検活動、マップ作成作業、これを活用した耐震診断・改修等の啓発活動及び危険箇所の改善事業等の取り組みを支援する。

③啓発用パンフレット等の作成・配布

広く市民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、国や島根県、(財)日本建築防災協会の発行するパンフレットを活用するとともに、新たな耐震改修促進PRパンフレットを作成し、市民へ広く情報を発信する。

④ホームページ・広報・ケーブルテレビの活用

雲南市のホームページ、広報、ケーブルテレビを活用し、耐震化に関する情報を提供する。

⑤耐震化に関するセミナー・講習会の開催

島根県や周辺の市町村、関係団体等と連携し、市民向け又は特定建築物所有者向けの、耐震診断・耐震改修に関するセミナー・講習会を開催する。

⑥自治会等による防災学習会の開催

自治会単位等での耐震化の取り組みが促進されるよう、関係団体と連携し、自治会総会等の機会を利用して防災学習会を開催する。学習会では、家具の転倒防止対策、耐震診断及び耐震改修、ならびに自治会レベルでの地震防災マップの作成の必要性等について説明し、意識啓発を行う。

⑦地震保険等への加入促進

地震により家屋が倒壊した被災者は自力で住宅の復旧を行わざるを得なく、被災地域の復旧が円滑に進まない恐れもあることから、広報及びホームページ掲載等により、民間損害保険会社の地震保険又は火災に加え地震被害も補償する建物更生共済（建更）等の加入促進に向けた情報提供に努める。

4-3. 計画の推進等に関する事項

(1) 所管行政庁及び庁内関係部局間の連携の強化

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁との連携・協力が不可欠であるため、所管行政庁である島根県と十分な連絡調整を行いながら、効果的な指導や対策を進める。

また、雲南市においても行政各分野の連携が重要となるため、庁内の各関係部局における課題や情報共有など、協力体制の確立に向けた取り組みを進める。

(2) 建築確認を要しない地域における法令遵守の周知徹底

本市には都市計画区域外の区域が広範にあり、こうした地域では一定の規模未満の建築物の建築に際して建築確認申請が不要であることから、建築基準法の規定を満たさない建築物が建築される、あるいはこれまでに建築されている可能性がある。こうした地域においても法令を遵守するとともに、建築物の耐震化を促進すべく周知徹底を図る。